

**磐田市個人情報保護条例の一部改正（案）についての
意見募集（パブリックコメント）資料**

平成27年8月

磐田市 企画部 広報広聴課 市民相談センター

1 条例改正の背景

磐田市では、磐田市個人情報保護条例（平成17年条例第26号。以下「条例」という。）を制定し、保有する個人情報を適切に取り扱うよう定めています。

国は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下これらを「行政機関個人情報保護法」という。）を施行し、制度を運用しており、国からは罰則の規定など法律の趣旨に沿った地方公共団体の個人情報保護制度の充実と強化が求められています。

また、平成25年5月には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）が制定され、従来の個人情報と番号利用法で定める個人情報とは区別して取り扱うこととされています。

さらに、社会情勢の変化から、制度本来の趣旨とは異なる手段により、守るべき非公開情報を間接的に開示しようとする請求への対応が全国的な課題となっています。

このようなことから、罰則や用語の意義、規定や取扱いについて新たに規定するとともに、行政機関個人情報保護法及び番号利用法に準拠する必要があるため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 条例の一部改正（案）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 市民等 実施機関により、自己に関する個人情報が保管等されている者（未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあっては、本人の委任による代理人）を含む。）をいう。

(4) 略

(5) 個人情報ファイル 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(6) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（磐田市情報公開条例（平成17年磐田市条例第25号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

(7) 略

(8) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（解説）

市民等の定義の変更 下線部の追加

第2条第3号は、自己情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止を請求できる範囲を本人のみから、民法（明治29年法律第89号）に規定する未成年者の監護義務者、成年被後見人の成年後見人等を明記するものです。また、特定個人情報については、任意代理人も対象とします。

個人情報ファイルの定義の追加 新設条項

第2条第5号は、個人情報のうち、パソコン等電子計算機を使用して、個人情報の抽出や検索が容易に行えるよう加工されたデータ等を、個人情報単体とは別に定義するものです。

保有個人情報の定義の追加 新設条項

第2条第6号は、第12条の2にて規定する「存否応答拒否」及び第29条にて規定する「不正な手段により個人情報の開示決定を受けた場合の罰則」について、対象となる個人情報の範囲を定義するものです。

本人の定義の追加 新設条項

第2条第8号は、この条例では、「本人」という考え方を個人情報の収集（第8条）においても用いる必要があるため、実施機関の保有する個人情報ファイルや個人情報に限らず、個人情報によって識別できる特定の個人としています。これは、罰則規定を導入するにあたり、本人の定義をより明確にすることを目的としています。この定義を追加することにより、第8条にある「本人」を定義する部分を修正します。

（収集の制限）

第8条 実施機関は、前条の規定により届出をし、又は届出をする業務（以下「届出業務」という。）に係る個人情報（特定個人情報を除く。）を収集するときは、収集目的その他規則で定める事項を明らかにして、当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。

2 略

（解説）下線部の削除

第2条第8号にて「本人」について新たに規定をするため、本条にて定義している「本人」の略称について、下線部を削除するものです。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第12条の2 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（解説）新設条項

ドメスティック・バイオレンス（DV）などにより、自己情報を明らかにされることが望ましくない場合に、その情報の存在を明らかにしない制度です。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）に規定する保護命令の適用

を受ける父親からのDVが認定されている児童を例に挙げると、児童の父親が「親権者である私の子のA小学校における通学記録」の開示請求を行った場合、現行条例では、該当する情報がないため「却下」の決定（児童がA小学校に通学していない場合）か、該当する情報があるが、開示すると児童に対する虐待がなされることが想定され、DV防止法第10条第3項に規定する接見禁止に抵触するため「非開示」の決定（児童がA小学校に通学している場合）かのどちらかになります。すると、「却下」の決定の場合は「通学していない」と、「非開示」の決定の場合は「通学している」と知らせてしまうことになります。

このような場合に、その情報の存在を明らかにしないで、請求を拒否することを可能とするものです。

DV以外の適用では、ストーカーや児童虐待などが考えられます。

（指定管理者に対する措置等）

第20条の2 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせるに当たっては、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、公の施設の管理の業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（解説）新設条項

市の施設を管理運営する指定管理者に対し、市は市の職員と同様に個人情報の保護について、研修や環境整備などを行うことを義務付けるものです。

(個人番号利用事務等の適用除外)

第20条の3 第20条第1項の規定による委託又は指定管理者が行う指定管理業務が個人番号利用事務(番号利用法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。)又は個人番号関係事務(番号利用法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。)の全部又は一部の委託に該当する場合には、前2条の規定は、適用しない。

(解説) **新設条項**

番号利用法第2条第10項では、番号利用法第9条第1項及び第2項により処理する事務を「個人番号利用事務」と、番号利用法第2条第11項では、番号利用法第9条第3項により処理する事務を「個人番号関係事務」と定義しており、それらの事務は、番号利用法第9条第1項から第3項までの後段においてそれぞれ委託が認められています。

これらの事務を委託した場合には、番号利用法による委託の規制(番号利用法第11条等)を受けることになるので、個人情報保護条例の委託に関する規定(第20条)は、適用除外とする旨を規定しました。

また、指定管理者についても、番号利用法第9条第1項の委託を受けた者に該当するとの解釈から、指定管理者の責務規定(第20条の2)も同様に適用除外としました。

罰則の設定について

罰則を規定することにより、市の保有する個人情報の不正な取扱いを抑制することを目的としています。

行政機関個人情報保護法では、条例第25条、第26条及び第27条に規定する行為については、条例と同様の罰則を定めています。

条例第29条については、国の法律では10万円以下の過料としていますが、条例における過料の上限額は5万円と地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定されており、この額以上を設定することができないことによるものです。

静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、掛川市など近隣地方公共団体も今回の案と同様の罰則を既に規定しています。

(罰則)

第25条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第20条第1項及び第20条の2第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5号の個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(解説) 新設条項

個人情報を利用しやすいように加工したデータを、職員や指定管理者、業務受託者が不正に持ち出し、外部へ流出させた場合に罰則を適用するものです。

第26条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(解説) 新設条項

個人情報(利用しやすいように加工したデータの場合を除く。)を、職員や指定管理者、業務受託者が不正に持ち出し、個人的な目的で利用したり、外部へ流出させた場合に罰則を適用するものです。

第27条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(解説) 新設条項

個人情報を、職員が個人的な目的で閲覧した場合に罰則を適用するものです。

第28条 前3条の規定は、市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

(解説) 新設条項

条例第25条、第26条及び第27条に規定する行為が磐田市内でない場所で行われた場合にも適用するものです。

法律や条例は「属地主義」といい、その行為の場所の都道府県や市区町村の制定した条例が適用されるのが原則です。

本来は磐田市内で行われた行為に対して条例を適用するものですが、

個人情報とは市が保有しているため、条例第25条、第26条及び第27条に規定する行為が市外で行われた場合に対しても罰則を適用するよう、効力の範囲を広げるものです。

第29条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(解説) **新設条項**

市が保有している個人情報を条例第12条に規定する市民等に限り個人情報(一部の例外を除きます。)を開示する制度において、その本人になりすまして個人情報を開示した者に対して罰則を適用するものです。

用語解説

実施機関...条例第2条第1号に規定している「市長(市長部局)」、「教育委員会」、「選挙管理委員会」、「公平委員会」、「監査委員」、「農業委員会」、「固定資産評価審査委員会」、「病院事業管理者(市立総合病院)」、「消防長(消防本部)」及び「議会(市議会)」を指し、市の組織はこのいずれかに該当します。

市民等...条例第2条第3号に規定し、「実施機関により自己に関する個人情報が保管等されている者」を指します。

今回の条例改正(案)では、民法や番号利用法の規定に倣い、「市民等」の定義を変更します。

特定個人情報...番号利用法に規定する個人番号を含む個人情報を指します。

却下...「不存在の自己情報」、「法令に閲覧の定めがある自己情報」、「一般の利用に供することを目的として管理されている図書、刊行物等に記録されている自己情報」の場合に「却下」と決定され、開示請求の対象外とされます。

非開示...情報が存在するものの、条例にて開示をしないことができると規定されている自己情報で、「法令等の定めにより開示することができないとされているもの」、「個人の評価、診断、指導、相談、選考等に関するもので、開示しないことが正当であると認められるもの」、「開

示することにより、実施機関の公正かつ適正な行政執行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」、「その他開示しないことが正当であると実施機関が磐田市個人情報保護審査会の意見を聴いて認めたもの」が含まれる情報の場合に決定されます。

条例第12条第3項では、非開示に該当する部分とそれ以外の部分とを容易に分離できるときは、当該非開示部分を除いて「一部開示」として開示するよう規定しています。

指定管理者...市の所有する施設の管理運営を市に代わって行わせるため、期間を定めて指定する団体のことをいい、従来からある「管理委託」とは異なります。

過料...金銭の支払いを伴う罰則ですが、条例第25条、第26条及び第27条に定める罰金と異なり、戸籍に記録される刑罰ではありません。